

7月のお知らせ

奄美大島・徳之島・沖縄島北部及び西表島を世界自然遺産へ！

vol.77

お問い合わせ先に各課の直通番号を記載しています。
 役場代表のお問い合わせ先はこちらです。
 ■瀬戸内町役場代表
 ☎72-1111
 ※なお、平日の17時15分以降や休日は宿直室につながります。

世界自然遺産への「登録」が勧告されました！

世界遺産一覧表への記載が推薦されている「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」について、5月10日にユネスコの諮問機関IUCNによる評価結果が勧告されました。

世界遺産一覧表への記載に関する勧告は「記載」、「情報照会」、「延期」、「不記載」の4段階に区分されており、今回の勧告内容では「記載」＝「登録が適当である」と評価されました。

世界遺産とは、世界遺産条約に基づき「世界遺産一覧表」に記載された、人類共通のかけがえのない宝物として守っていく必要がある遺産のことです。今回の勧告により、「記載基準のうち「生物多様性」

について、国際的にも希少な固有種に代表される生物多様性保全上重要な地域であると認められ、世界遺産委員会での正式な登録に向けた大きな一歩となりました。

世界遺産委員会は、7月16日（31日（うち7月20日は除く））にオンラインでの開催が予定されています。豊かな自然を守るため、引き続き希少種保護や外来種対策、観光客の受入態勢整備などに取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

■お問い合わせ先 世界自然遺産せとうち町対策室 ☎ 0997 - 72 - 1115

世界遺産とは、世界遺産条約に基づき「世界遺産一覧表」に記載された、人類共通のかけがえのない宝物として守っていく必要がある遺産のことです。今回の勧告により、「記載基準のうち「生物多様性」



■世界自然遺産登録への流れ

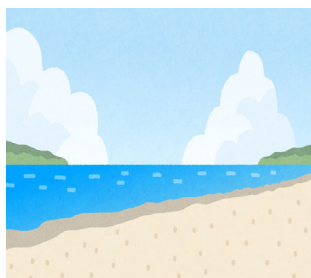
2003年5月	世界自然遺産候補地に関する検討会において、琉球諸島が選定される（知床、小笠原諸島も併せて選定される）
2013年1～2月	政府が世界遺産暫定一覧表への記載を決定、ユネスコ世界遺産センターへ世界遺産暫定一覧表記載のための文書を提出
2013年5月	世界自然遺産候補地科学委員会を設置、推薦書の検討等を進める
2017年2月	政府が推薦書をユネスコへ提出
2017年3月	奄美群島国立公園指定
2017年10月	IUCN 現地調査
2018年5月	IUCN による「登録延期」勧告
2018年6月	推薦書取り下げ
2018年11月	推薦書再提出決定
2019年2月	推薦書再提出
2019年10月	IUCN 現地再調査
2020年4月	世界遺産委員会の延期決定
2020年11月	世界遺産委員会の開催時期決定
2021年3月	世界遺産委員会のオンライン形式での開催決定
2021年5月	IUCN による評価結果の勧告
2021年7月	世界遺産委員会における審議（登録の可否決定）

■お問合わせ先 水産観光課港湾漁港係 ☎ 0997 - 72 - 1114

この運動は、近年の海岸に対する良好な環境への意識の高まり、レクリエーションの場としての利用に対するニーズの増大など、良好な海岸環境や利用への国民の期待はますます高まってきていることから、快適でうるおいのある海岸環境を積極的に創出し、海岸愛護思想や防災意識の普及と啓発を図ることを目的として、本年度も7月1日(木)から7月31日(出)までの一ヶ月間を『海岸愛護月間』と定め、実施いたします。

令和3年度『海岸愛護月間』の実施について

なお、海の恩恵に感謝するとともに海洋国日本の繁栄を願う日として「海の日」が祝日とされています。「海の月間」(7月1日～7月31日)は、海事思想の普及を図るため、海事関係団体・地方公共団体等の協力を得て実施しており、この『海岸愛護月間』と相まって国民各層に「海の日」の意義を広めることとしています。国民共有の財産である海岸への愛護意識の高揚と啓発活動、海岸愛護団体の育成、活動支援等につき十分な成果をあげられますようお願いいたします。



■お問合わせ先 瀬戸内町商工会 青年部 (木村司法書士事務所) ☎ 0997 - 72 - 3672

司法書士による法律相談会 (無料) のご案内

瀬戸内町商工会青年部主催の、司法書士による法律相談会(無料)を以下のとおり開催します。事前に予約されると、優先的にご相談頂けます。たとえば、相続や遺言について、不動産の名義変更について、老後の資産管理、成年後見制度について? 会社を作りたい。などなど、様々なお悩みも気軽に相談ください。

■相談日時
7月15日(木)
午前10時～午後1時

■相談場所
町営コーラルタウン船津団地集会場

※正式な依頼に至った段階で、費用が発生します。



■お問合わせ先 企画課古仁屋高校活性化対策室 ☎ 0997 - 72 - 1112
FAX 0997 - 72 - 1120

古仁屋高等学校生 下宿先募集

古仁屋高校では、高校の更なる活性化を図るため生徒数増を目指し、平成31年度より町外から地域留学生の受入を行っています。そこで受入体制を充実するため、自宅を下宿先として提供いただけるご家庭を募集しています。

こんな下宿先を探しています。

高校卒業までの期間、下宿生を受け入れることができる	一日三餐を提供できる
個室を1部屋提供できる	トイレ・浴室・洗濯機等を共同で使用できる

子ども達が安心して充実した学校生活が送れるよう、サポートしてみませんか?

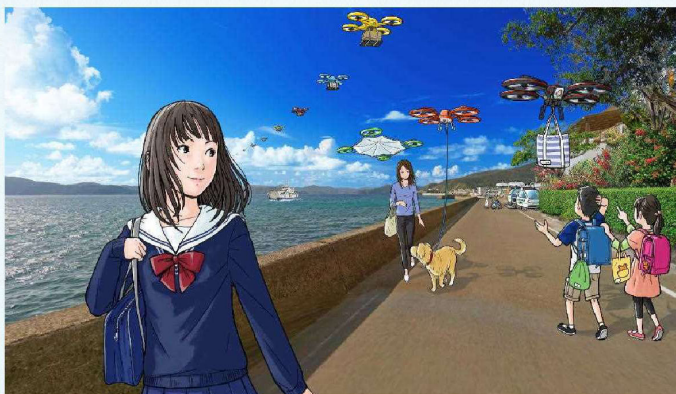


※上記はあくまでも例です。ご不明な点等ございましたらお気軽にご相談ください。

ドローン活用に向けた ワークショップまとめ Vol.1

3月に行われましたドローン活用に向けたワークショップにおいて、参加者から様々なご意見をいただきましたので、一部ご紹介します。

物流 島と島をつなぐ物流
ドローンと、今ある
日々の豊かな生活を便利にする
ドローン



- 燃料や危険物を運搬したり、家やテナントなど人の代わりに大きく・重いものを運んでくれるドローンがあるといいな！
- 宅急便(クール便)の集配やクリーニングの取次をしてくれて、個人宅まで運んでくれるドローンがあるといいな！
- 自動で収穫して、無人販売所に直接野菜とかを運んでくれるドローンがあるといいな！
- 感染症対策として、将来、人の代わりにドローンが物流を担う日が来るのではないか！

福祉・生活 見守りを兼ねたドローン配送サービス。
高齢者などの買い物支援など



- 通院の負担を軽減するため、病院に送迎してくれたり、ドクターを連れてきてくれるドローンがあるといいな！
- 出前を届けてくれたり、脱水の時飲料水を運んでくれるドローンがあるといいな！
- 侵入者を検知して、通報してくれるドローンがあるといいな！
- 忘れ物を届けてくれたり、傘の役割を果たすドローンがあるといいな！
- 遠隔地からでも墓参りを代わりに行ってくれるドローンがあるといいな！

瀬戸内町役場 企画課産業立地係

電話:0997-72-1112 メール:sangyou-r@town.setouchi.lg.jp

問い合わせ先
 図書館:72-3799
 郷土館:72-1600



図書館・郷土館だより



5月の図書館利用状況(開館日数:本館26日・移動図書館16日)

【貸出冊数】3,777冊(前月比:+1,523冊) 【利用者数】861人(前月比:+402人)

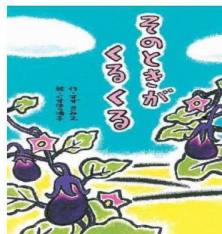
一般書の新着



『眠れないほど面白い「枕草子」』
 岡本 梨奈/著
 枕草子を、古文・漢文の人気講師である岡本先生が超訳&解説!
 枕草子は「春はあけぼの」しかおぼえていない…。そんな人にこそおすすめの一冊。千年前の宮廷生活の色や匂い、笑い声を思う存分味わってください。

- 『おまじない』西 加奈子/著
- 『めぐりと私。』大崎 梢/著
- 『風は山から吹いている』額賀 濤/著
- 『沙林』帚木 蓬生/著

児童書の新着



『そのときがくるくる』
 すずき みえ/作
 主人公のたくまは、給食の時間がだいすき。でも、給食に出てくるナスはだいきらい。おじいちゃんは「今はきらいでも、いつかおいしく食べられるときがくるさ」っていうけど、ほんとかな?

- 『わたしたちのカメムシずかん』鈴木 海花/文
- 『カラスのいいぶん』嶋田 泰子/著
- 『ウズ・ユー』濱野 京子/作
- 『兄の名は、ジェシカ』ジョン・ボイン/著

おはなし会のお知らせ

★おはなしのじかん

日時: 7/18(日) 10:00~10:30
 場所: 図書館1階絵本コーナー
 楽しいおはなしをいろいろ用意しています♪

★ちいさい子のおはなし会

日時: 7/11(日) 10:00~
 場所: 図書館1階絵本コーナー
 絵本・紙芝居のほかにも、ちいさい子も楽しめる手遊びなど、いろいろなプログラムを用意しています♪

コロナ感染拡大防止のため、中止になる場合があります。ご了承ください。

火曜日~土曜日9:00~18:00 / 日曜日・祝祭日9:00~17:00

月	火	水	木	金	土	日
6/28	6/29	6/30	7/1	7/2	7/3	7/4
			大島			
7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10	7/11
休館日	加計呂麻			新着		ちいさい子のおはなし会
7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17	7/18
休館日	大島					おはなしのじかん
7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24	7/25
休館日	加計呂麻			新着		
7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1
休館日	大島					

ウモレ!! 郷土館



7月11日(日)午後1時から、黎明館企画特別展(ほこらしや奄美)の関連事業として、本館の学芸員ほか4名による「海の民俗を語る」と題した講座が開催されます。
 定員(50名)になり次第締め切りますので、お早めに申し込みください。(※関係資料の展示もありますよ!)

夏休みの課題図書



今年も読書感想文の季節になりました。町立図書館では、小学校低学年向けの課題図書から高校生向けの課題図書まで幅広く取りそろえています。同じ本が複数あるわけではないので、もし目的の本が見つからない場合は図書館の職員にお問い合わせください♪

■お問い合わせ先 保健福祉課保険給付係 ☎ 0997 - 72 - 1068

後期高齢者医療被保険者証の切替について

現在、ご使用中の『後期高齢者医療被保険者証』は有効期限が令和3年7月31日までとなっています。令和3年8月1日以降は新しい保険証となります。

なお、古仁屋市街地にお住まいの方は7月下旬にご自宅に郵送致します。市街地以外にお住まいの方は各集落の嘱託員に配布していただきます。

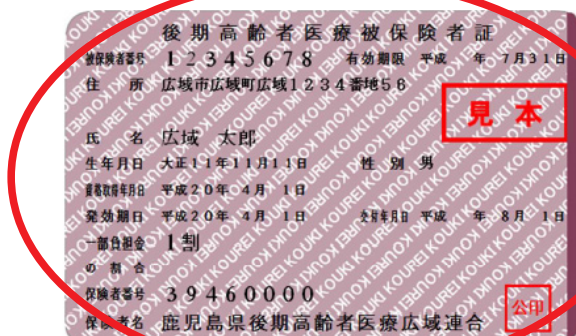
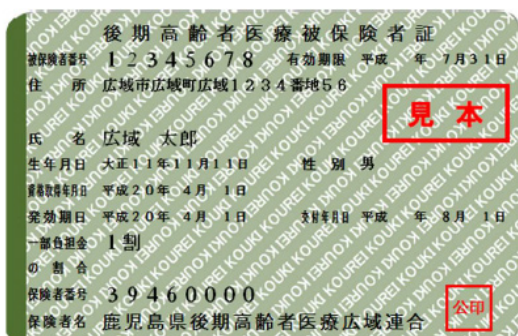
■切替場所

- ・古仁屋市街地の方は⇒ **郵送**
- ・古仁屋市街地以外の方は⇒ **各集落の嘱託員**

■7月31日まで→ 緑色の保険証 8月1日から→ エンジ色の保険証

▽緑 (2020年8月～2021年7月)

▽エンジ (2021年8月～2022年7月)



■注意事項

- ・保険料の滞納がある方は切替ができません。早めの完納をお願いします。

第71回 “社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

1. この運動の趣旨

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとするものです。

2. この運動が目指すこと

- (目標1) 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- (目標2) 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

■お問い合わせ先 農林課農政係 ☎ 0997 - 72 - 1174



●日時
毎月第一日曜日
10時～12時

●場所・時間
海の駅1階フロア

●運営主体
瀬戸内町CSA協議会
(泰山)

※売り切れ次第終了予定となりますのでご了承ください。

※出店者も募集してま

新鮮な野菜などを是非お買い求めください！

●日時
毎月第一日曜日

●場所・時間
海の駅1階フロア

●運営主体
瀬戸内町CSA協議会
(泰山)

※売り切れ次第終了予定となりますのでご了承ください。

※出店者も募集してま

新鮮野菜！
はる市開催のお知らせ

■お問合わせ先 保健福祉課保険給付係 ☎0997-72-1068

令和3年度
国民健康保険被保険者証の切り替え

■切替期間

令和3年7月29日(木)～8月10日(火)
午前8時30分から午後5時(休日を除く)

■持参するもの

国民健康保険被保険者証(有効期限が令和3年7月31日までの被保険者証)

※被保険者証の切替に伴う準備期間があるため、7月中に国保税を完納された世帯(特に金融機関でのお支払の場合)は、完納確認が遅れるため、行き違いが生じてしまいます。恐れ入りますが、切替の際、必ず完納された領収証を持参してください。

■切替方法

○古仁屋市街地の方(大湊、春日、松江、船津、高丘、宮前、瀬久井東、瀬久井西)

役場1階保健福祉課(国保窓口)

○市街地以外の方
各集落の嘱託員が切替を行います。

※集落毎で切替方法が異なることもありますので、お住まいの地区の嘱託員にお問合せください。

※75歳以上(65歳以上の障害認定者を含む)の「後期高齢者医療制度」の被保険者証についても8月が切替となっております。

詳細は、保健福祉課保険給付係へお問合せください。

■後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用

促進にご協力をお願いします。

後発医薬品は、新薬の特許期間終了後に製造・販売される薬です。新薬と同じ効果を保ちながら低価格で提供されていることが多く、医療の質を下げることなく、医療費の節約に貢献しています。まずは、医師・薬剤師に相談して、後発医薬品を上手に活用しましょう。

■対象

国民健康保険被保険者



各種けんしんのご案内

■肺がん検診のお知らせ

町内に住む40歳以上の方を対象に肺がん検診を実施します。

古仁屋市街地以外は、各集落巡回していきますので配布してある肺がん受診券をご確認ください。届いてない場合は保健福祉課へお問い合わせください。

6月30日(水)～7月2日(金)が加計呂麻地区です。

古仁屋市街地・西方・東方・山郷地区は9月の日程になります。

※指定日時に都合が悪い場合は9月16・17日、10月27・28日にきゅら島交流館で受診できます。



■ミニ人間ドックのお知らせ

7月8日(木)～7月11日(日)の期間、ミニ人間ドックがあります。

内容は特定健診・長寿健診の他、各種がん検診があります。

特定健診は国民健康保険加入の30歳以上の方、長寿健診は75歳以上の後期高齢者の方が対象です。

がん検診は町内に住む40歳以上の全員が対象になります。

6月に対象の各世帯へ受診券とけんしん日程表を配布してありますので、ご自身の対象となるけんしんと日程をご確認ください。

感染症対策のため受付時間を分けてご案内してあります。

青色のけんしん日程表で料金等をご確認ください。

一年に一度、身体の状態を知ることが健康への第一歩です。

※ご不明な点は保健福祉課予防係・保険給付係へご連絡ください。



■お問い合わせ先 町民生活課国民年金係 ☎ 0997 - 72 - 1060

国民年金保険料免除・納付猶予の申請について

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

①免除（全額免除・一部免除）申請

本人、配偶者（別世帯の配偶者を含む）、世帯主それぞれの前年度（過去の年度分については、前々年や前々々年度所得等）が一定額以下の場合や失業等の理由がある場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除となります。（一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと一部免除が無効となり、未納期間となりますので、必ず減額された保険料を納付してください。）

<全額免除となる所得の目安>……{ (扶養家族の数 + 1) × 35万円 } + 32万円

②納付猶予申請

50歳未満の方（学生を除く）で、配偶者（別世帯の配偶者を含む）それぞれの前年等の所得が一定額以下（全額免除の所得基準と同じ）の場合に、申請により保険料の納付が猶予されます。

※①の免除を受けた期間は将来の老齢基礎年金の額が増額（国庫負担分が反映）されますが、②の納付猶予を受けた期間は老齢基礎年金の額は増額されません。

※免除（全額・一部）または猶予が承認されると、付加年金及び国民年金基金はご利用できませんのでご注意ください。また、付加年金及び国民年金基金は、過去にさかのぼっての加入ができません。

【申請時の注意点】

■免除等が申請できる期間

- ・過去期間……申請書が受理された月から2年1カ月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで。
- ・未来期間……翌年6月（1月～6月に申請したときは、その年の6月）分まで。

■添付書類

- ・失業・倒産・事業の廃業などを理由として申請するときは、証明書類（雇用保険受給資格者証または雇用保険者離職票など）をご用意ください。

■お問い合わせ先 町民生活課児童母子係 ☎ 0997 - 72 - 1060

子育て世帯生活支援金特別給付金支給のご案内

子育て世帯を支援するため、給付金を支給します！

1. 支給対象者

- ①②の両方に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）
- ①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母等
- ※平成15年4月1日（障害児は、平成13年4月1日）より後に生まれたお子さんが対象です。
- ※令和4年2月末までに生まれたお子さんも対象になります。
- ②■令和3年度住民税（均等割）が非課税の方
または
■令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

2. 支給額 児童1人当たり一律5万円

3. 給付金の支給手続き

I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当が支給され住民税非課税の方

▶ 給付金は、申請不要で受け取れます。

II. 上記以外の方（例：高校生のみ養育している方、収入が急変した方）

▶ 申請が必要となります。申請受付は、7月19日（月）からです。

■お問い合わせ先 町民生活課児童母子係 ☎0997-72-1060

子ども医療費助成・子ども医療給付更新手続き及び医療制度について

【更新手続きについて】

更新審査後、利用制度に変更がある場合は、新しい受給者証の交付を行います。
手続きが必要な方は、次のとおりです

①所得状況調査

- ・令和3年1月2日以降に転入された方は、世帯員の「令和3年度の所得課税証明書」を提出してください。（令和3年1月1日現在居住地の自治体に郵送請求することが出来ます。）
- ・本町で確認できる場合は、提出不要です。

②受給者証交付

- ・更新審査後、変更がある方には、該当の医療費受給者証を発行しますので現在お持ちの受給者証、印鑑を持参のうえ、新しい受給者証を役場窓口にて受取り下さい。

【瀬戸内町の子ども医療費助成・子ども医療給付制度について】

子ども医療費助成制度とは、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持増進を図るため、子どもの保険診療に係る医療費の一部を助成する制度です。

そのうち、子ども医療給付制度は、住民税非課税世帯の子どもが対象で（重度心身障害者、ひとり親家庭医療費助成金の住民税非課税世帯も含まれます）保険診療に係る窓口負担額が無料になる制度です。

■受給資格

- ・瀬戸内町に住所を有する子ども
- ・保護者が本町に住所を有しているが他市町村医療費制度の対象にならない子ども
- ・18歳到達後、最初の3月31日まで（4月1日生まれの者は前日の3月31日まで）
- ・健康保険加入者
- ・生活保護・重度心身障害者、ひとり親家庭医療費対象者で町民税課税世帯等、他の医療扶助を受けていない方
- ・子ども医療給付を希望しない方
- ・就労・婚姻等により保護者が監護していない子どもは、対象外

■手続に必要なもの

- ・健康保険証（対象子ども全員、被保険者）コピー可
- ・通帳（受給資格者名義）
- ・所得課税証明書

■対象にならない医療費

- ・保険適用外の費用（健康診断、予防注射、薬の容器代、保険適用外診療等）
- ・入院時の食事代
- ・高額療養費
- ・付加給付金（健康保険から支給されます）
- ・日本スポーツ振興センターによる給付金（保育所、幼稚園、学校のけが等）
- ・交通事故等第三者行為による診療の場合



※日頃からなんでも相談できる「かかりつけ医」を持ち、まずは、早めにかかりつけ医に相談しましょう。

※夜間における子どもさん（おおむね15歳未満の子ども）の急な病気について、看護師等が応急処置や医療機関の受診の必要性などの助言を行う「鹿児島県小児救急電話相談」を実施しています。

電話番号「#8000」番（又は099-254-1186）携帯電話からも利用可能

受付時間 平日・土曜日19時～翌日8時 日曜・祝日・年末年始8時～翌朝8時